明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定（一四）　二
〔省　令〕
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**五五）　九
○自動車の特定改造等の許可に関する省令（**国土交通**六六）　一〇
○道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（**同**六七）　一四
〔告　示〕
○国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定の効力発生に関する件（**外務**二九九）　三三
○特定投資指針（**財務**一八八）　三三
○自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（**国土交通**七八七）　三五
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する件（**同**七八八）　三五
○河川法の規定により一級河川を指定し、又は一級河川の指定を変更し、若しくは廃止する件（**同**七八九）　四三
○河川法の規定により指定区間を変更する件（**同**七九〇）　四五
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　四七
裁判所
破産、免責、再生関係　四八
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構令和元事業年度財務諸表、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　五六
地方公共団体
公示送達関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

九〇
九一
九三

◇国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定（条約第一四号）（外務省）

この協定は、我が国と国際獣疫事務局（以下「ＯＩＥ」という。）との間で国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所（以下「事務所」という。）及び事務所の職員が享有する特権及び免除等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　事務所は、法人格を有し、契約し、不動産及び動産を取得し、及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有する。（第二条関係）

2　事務所の文書は、不可侵とする。（第三条関係）

3　事務所の施設は、不可侵とする。（第四条関係）

4　日本国政府（以下「政府」という。）は、事務所と協議して、必要な公益事業及び公共サービスが施設に提供され、並びにこれらが衡平な条件で提供されることを確保するため、最善の努力を払う。（第五条関係）

5　事務所は、事務局長が事務所の免除を明示的に放棄した特定の場合を除くほか、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する。事務所の財産及び資産は、事務所の公的活動の範囲内で、ＯＩＥの事務局長（以下「事務局長」という。）の同意があり、かつ、事務局長が合意した条件による場合を除くほか、捜索、押収、没収、差押え、収用及び他のあらゆる形式の干渉を免除される。（第六条関係）

6　事務所並びにその財産、資産及び収入は、事務所の公的活動の範囲内で、事実上公共サービスの使用料にすぎない税を除くほか、全ての直接税を免除される。事務所が輸入し、又は輸出する物品及び事務所の刊行物に関し、関税を免除され、並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。（第七条関係）

7　事務所は、いかなる種類の資金、金、通貨又は有価証券も自由に受領し、取得し、保持し、及び処分することができる。（第八条関係）